

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該書面の交付を省略することが適当と知事が認めるときは、この限りでない。

第六十三条の二第一項に次の一号を加える。

三 指定代理納付者による歳入の納付手数料 当該歳入に係る収入金

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。